

第3章 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項、感染症及び病原体等に関する情報収集、調査、検査、分析、研究及び公表に関する事項

【予防・まん延防止】

1. 基本的事項

[①現状及び課題]

- 感染症の患者情報について、医師から県知事又は保健所設置市の長への届出に当たり、電磁的方法による入力を可能にしているものの、FAXによる届出が大多数を占めたため、保健所をはじめ自治体の業務負担となり、患者情報の迅速な収集に支障をきたしました。
- 発生届は、医師の診断時に届出義務が生じ、診断後の経過について届出義務はありません。その結果、システムに集積される患者情報は、外来医療機関からの陽性判明時点の情報が中心となっており、感染後療養期間中に重症化した場合の経過情報などが集積されていないことが課題です。

[②基本的な考え方]

- 市民一人ひとりの予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねが、社会全体における予防推進の基本となります。
- 感染症のまん延の防止のための対策においては、健康危機管理の観点に立ち、DXの活用等を通じて、迅速かつ的確に対応することが重要であり、その際には患者等の人権の尊重に努めます。
- 感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであり、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるものです。
- 県及び保健所設置市である本市における情報収集、調査、検査、分析、研究及び公表の推進については、地域における感染症対策の中核的機関である保健所及び県における感染症対策の科学的かつ技術的中核機関である県衛生環境研究センターが、県や本市の関係部局、大学等の研究機関と連携を図り、計画的に取り組むことが重要です。

2. 今後の施策

(1) 感染症発生動向調査

- 本市は、感染症予防のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である「感染症発生動向調査」によって、対象となる感染症の情報収集、

分析及び公表等を進めます。

- 本市は、感染症発生動向調査等について、医学的知見やデジタル化(医療DX等)の進展を踏まえながら、県と連携しつつ、県衛生環境研究センターが収集した情報も含め、迅速かつ効果的な情報収集、調査、検査、分析、研究及び公表する方策を検討します。
- 本市は、県及び医療関係団体との連携により、感染症発生動向調査等の重要性について、現場の医師の理解を得られるよう啓発に努めます。
- 県は、新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の公表等について、住民の理解増進に資するために必要と認めるときは、市町村長に対し、その公表等に係る協力を求めます。また、当該協力のために必要があると認めるときは、協力を求めた市町村長に対し、患者及び家族等関係者、医療関係者等の人権を配慮しつつ、個人情報の保護に留意した上、患者数及び患者の居住地域等の情報を提供します。

(2) 積極的疫学調査

- 本市は、次の①から⑤に該当する場合、積極的疫学調査を迅速かつ的確に行います。
 - ①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合
 - ②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合
 - ③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合
 - ④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - ⑤その他市長等が必要と認める場合
- 本市は、医療関係団体と連携し、現場の医師等に積極的疫学調査等に係る説明等を行い、その重要性等について理解を得られるよう努めます。
- 積極的疫学調査の実施にあたっては、保健所、県衛生環境研究センター、医療機関、獣医師会、飼育動物診療施設、動物等取扱業者の指導を行う機関等と密接な連携を図り、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めます。

(3) 県衛生環境研究センターにおける取組

- 県衛生環境研究センターは、県における感染症対策の科学的かつ技術的中核機関として、国立感染症研究所、他都道府県又は政令指定都市の地方衛生研究所等、検疫所、県の関係部局、本市等及び大学等の研究機

関等との連携の下、感染症及び病原体等に係る情報収集、調査、検査、分析、研究及び公表の業務等を通じて、感染症対策における重要な役割を果たします。

(4) 本市保健所における取組

- 本市保健所は、本市における感染症対策の中核的機関として、感染症対策に必要な情報の収集、積極的疫学的調査を県や県衛生環境研究センター等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症に係る情報発信の拠点として役割を果たします。
- 本市保健所は、感染症発生動向調査及び積極的疫学調査等による分析等を生かし、平時から医療機関、高齢者施設等における感染症対策を充実させるため、施設を担当する本市職員や感染管理認定看護師等の専門家とともに研修や現地指導を行う等、医療機関、高齢者施設等に対する実践的な支援を行います。

(5) 感染症指定医療機関等における取組

- 感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を、感染症対策の推進に活かしていくための仕組みとして、迅速かつ効率的に収集します。また、感染症指定医療機関の医師が市長に対して届出等を行う場合には、電磁的方法により届け出ます。
- 感染症指定医療機関は、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院した場合や、当該患者又は所見がある者が退院又は死亡した場合にも、電磁的方法により報告します。
- 感染症指定医療機関は、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターを中心とした感染症に関する医薬品等の治験及び研究開発のネットワークに参加し、感染症の発生時に新興・再興感染症データバンク事業（R E B I N D）へ協力するよう努めます。
- 感染症指定医療機関以外の医療機関の医師が、市長に対して感染症の発生届等の届け出を行う場合には、電磁的方法により届け出るよう努めます。
- 感染症指定医療機関以外の医療機関は、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院した場合や、当該患者又は所見がある者が退院又は死亡した場合にも、電磁的方法により報告するよう努めます。

(6) 関係機関及び関係団体との連携

- 国、県及び本市の感染症対策部門、食品保健部門、環境衛生部門等は、感染症の予防及びまん延の防止を効果的かつ効率的に進めていくために、適切に連携を図っていくとともに、学校、企業等の関係機関等と連携を図ります。
- 連携協議会において、県、本市及び一般市町村の連携体制、医療関係団体、高齢者施設等関係団体等の連携体制を構築します。
- 広域対応に備え、国、県及び本市の連携強化を図り、さらに県は都道府県等間の連携強化を図るとともに、検疫所と医療機関間の協定等を共有する等、あらかじめ検疫所との連携体制を構築していきます。また、検疫所において、入国者の健康状態の異状を確認した場合には、県及び本市あて通知する等、迅速かつ適切に連携していきます。

[参考]

- | |
|------------------------------------|
| ○厚生労働大臣が定める「感染症基本指針」における該当項目 |
| 第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項 |
| 第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項 |
| 第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項 |
| ○関係する目標項目 … 参照：第12章「数値目標」 |
| なし |